

令和8年度赤穂市手話施策推進に関する実施予定事業について

1 意思疎通支援事業

(1) 手話通訳者の配置

- ・庁内の各種手続きへの通訳対応、派遣調整等を行うため、手話通訳者を設置する。
- ・けいわん健診受診費用の公費負担
- ・登録手話通訳者の保険の加入

(2) 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業

- ・障がい者等とその他の者の意思疎通コミュニケーションを図る必要のある者の意思伝達手段を確保するために、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する。

(3) 学校や自治会等を対象とした手話教室の実施

- ・早い段階から手話に触れる機会を作り、手話や手話を必要とする方への理解を深めるため、市内小中学校、高等学校等で手話教室を実施する。
- ・早かごセミナーにおいて希望する団体等に対し、講師を派遣し、手話教室を実施する。

(4) 市職員に対する手話の理解・普及

- ・新規採用職員を対象とした手話研修を実施する。
- ・社会福祉課職員を対象とした手話教室を開催する。

(5) NET119 緊急通報システム利用登録に係る周知・申請サポート

- ・NET119の利用登録に係る周知及び利用登録サポート、緊急通報の練習を消防本部と連携して実施する。

(6) タブレット端末による対応

- ・ろう者等からの相談、問い合わせ対応するため、タブレット端末を設置し、手話通訳士がテレビ電話で対応する。

(7) 手話言語の国際デー啓発の実施

- ・9月23日の手話言語の国際デーに合わせ、ライトアップや手話体験ブースを設置する。

(8) 手話パンフレットを製作

- ・手話に関することや手話を使う人たちのことをより知っていただくため、手話普及啓発用パンフレットを作成する。

(9) 手話施策推進会議の開催

- ・施策を推進するためにより広く意見を聴取し、その意見を施策に反映させるために会議を開催する。

年2回程度開催予定

2 手話奉仕員養成研修事業

(1) 手話奉仕員養成講座(入門課程)の実施

- ・手話に関心のある者及び奉仕員活動に興味のある者を対象に、手話奉仕員養成講座を実施する。

期間及び回数:令和8年6月～10月 20回コース(定員約 15 名)

3 手話通訳者ステップアップ事業

(1) 手話通訳者全国統一試験対策学習会

- ・外部講師を招聘し、手話通訳者を目指している方の技術向上を図り、全国統一試験合格を目指す。

期間及び回数:令和8年11月～12月 5回(定員約 10 名)

(2) レベルアップ講座の実施

- ・手話奉仕員養成講座(入門編)で身につけた技術を維持し、次のステップに繋ぐ。

期間及び回数:令和9年1月～2月 3回(定員約 15 名)

連絡会からの具体的な提案

- 1 手話言語の国際デーのブルーライトアップを充実させたい。
- 2 手話を勉強中の人の体験の場を設けてほしい。

手話奉仕員(市の手話奉仕員養成講座修了者)の活動する場がない。
- 3 電話リレーサービスの補助をしてほしい。
- 4 小中学生の夏休みの課題に手話啓発ポスターをいれてはどうか。
- 5 福祉体験学習(手話)を市内のすべての学校幼稚園で実施できないか。
- 6 市内の会社で体験講座を実施できないか。

※ 連絡会とは、手話施策推進会議を設立するにあたって企画・立案・意見をいただいていた方々が、手話施策推進会議設立後も引き続き手話施策の推進のために定期的に集まり、様々な意見やアイデアを出しあう会です。